

IFRS News

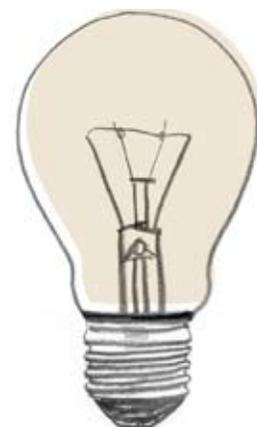
Quarter 3 2010

vol.

6

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2010年第3号では初めに、2010年第2四半期に公表予定であった多くの主要な改訂案に係る懸念に対処するため、IASBがコンバージェンス戦略を修正するとして行った発表について説明します。戦略の修正とはいえ、従来予定していた変更点に関して、依然として残っているものも多数あります。これらは別途IFRSニュースの特別号「コンバージェンス・アップデート」において、予定されているプロジェクトの詳細およびそうしたプロジェクトが事業に与える影響についての解説を行っています。続いて、Grant ThorntonのIFRS関連ニュースに目を向ける前に、現在公表されている新しい基準について説明し、IASBに影響を及ぼす様々な活動を総括します。最後に、IASBがコメントを募集している提案およびまだ強制適用されていない最新基準の適用開始日について紹介します。



IASBはコンバージェンス戦略を修正

G20(20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議)が、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)に対して、2011年6月までにコンバージェンス・プロジェクトを完了するよう求めたことから、IFRSと米国会計基準(US GAAP)のコンバージェンスは両審議会にとって優先事項となっています。

2011年6月の期限に間に合わせるべく、今年第2四半期に公表が予定されていた多数の公開草案に対する利害関係者の懸念に応え、両審議会は修正したコンバージェンス戦略を発表しました。

修正した戦略に基づいて、両審議会は今後以下のことを行います。

- ・コンバージェンスに焦点が絞れるよう、覚書(Memorandum of Understanding (MoU))における主要プロジェクトに優先順位をつける。
- ・基準の品質に極めて重要なデュー・プロセスに利害関係者が広範かつ効率的に参加できるよう、公開草案の公表スケジュールを調整する。
- ・公開草案の発効日および経過措置に関して、利害関係者の意見を求める別途の諮問文書を公表する。

IFRSニュース特別号「コンバージェンス・アップデート」

IASBとFASBのコンバージェンス戦略に対して行われる変更ではあるものの、その影響は広範囲に及ぶことが予想されます。IFRSニュース特別号「コンバージェンス・アップデート」では、予定されているプロジェクトの詳細およびそのプロジェクトが事業に与える影響について、取り上げています。

両審議会は2011年または2012年にIFRSを適用する国にとって、2011年6月に設定したコンバージェンス・プロジェクト完了の目標期限がいかに重要であるかを十分に把握しています。日本と米国を含む他の国々にとって、さらなる基準の改善およびコンバージェンスの実現は、資本市場におけるIFRSの役割を決定する上で考慮すべき重要な事項であると思われます。そのため、多くのプロジェクト完了の期限は、変わらず2011年6月に設定されています。しかし、さほど緊急性がない少数のプロジェクトについては、目標とする完了期限が2011年下半年期まで延期されています。

IASBとFASBは、改訂した戦略を発表することが、IFRSを米国の財務会計制度に導入するか否かおよびその方法について、2011年に検討する米国証券取引委員会(SEC)の計画にマイナスの影響を与えるとは考えていません。

IASBは2010年版年次改善を公表

緊急性はないが必要性がある小規模改訂への取り組み

IASBは、9つのIFRSに対して小規模な改訂を行う「2010年版IFRS年次改善」を公表しました。本公表によって、緊急性はないが必要性のある、小規模なIFRSの改訂を行うプロセスとして、IASBによる3回目の年次改善が終了します。

次の表は今回行われる改訂の概要です。

年次改善 (2010年版)

影響を受ける基準	事項	改訂の要約	有効となる会計年度の開始日
IFRS第1号 国際財務報告基準の初度適用	初度適用時における会計方針の変更	IFRSを初めて適用する際に行う会計方針の変更あるいは最初のIFRSに基づく財務諸表適用の対象となる期間に行った会計方針への変更について、初度適用企業はIAS第8号を適用しないことを明確にする。最初のIFRS中間財務報告書公表から最初のIFRS財務諸表公表までの間に行った会計方針の変更あるいはIFRS第1号の免除規定使用について変更を行う場合、初度適用企業は当該変更について開示し、説明する必要がある。	2011年1月1日
	みなし原価としての再評価	何らかの事象を契機とした公正価値の使用範囲を拡大する。初めてIFRS第1号を適用する財務諸表で、初度適用企業は再評価修正額を利益剰余金として認識するとともに、当該事象を契機とした公正価値測定をみなし原価として認識することができる。最初のIFRS財務諸表の対象となっている年度中であれば、事象が移行日以降に生じた場合でも適用される。IFRS第1号の通常の規定は移行日に適用される。	2011年1月1日
	料金規制の対象となる事業に対するみなし原価の使用	料金規制の対象となる事業を有する企業は、従前の会計原則(GAAP)に基づいて決定した有形固定資産または無形資産の科目ごとの帳簿価格を、みなし原価として移行日において使用することが認められている。	2011年1月1日
IFRS第3号 企業結合	IFRS第3号(改訂)の発効日以前に発生した企業結合により生じる条件付対価に係る経過規定	IFRS第3号(2008年改訂)の適用日より前に発生した企業結合により生じる条件付対価の残高は、適用日に調整を行わないことを明確にする。また、当該残高の事後の会計処理に関するガイダンスを提供する。	2010年7月1日
	非支配持分(NCI)の測定に関する経過規定	NCIを公正価値または被取得企業の識別可能な純資産の比例持分のいずれかで測定する選択は、現時点の所有者持分を示しかつ清算時に所有者に対して被取得企業の純資産の比例持分に係る権利を与えるNCIのみに限定される。NCIのその他全ての要素は、他の基準書によって別の測定基準が要求されない限り、取得日の公正価値で測定する。	2010年7月1日
	置き換えられていない、または自発的に置き換えられた株式報酬	取得企業によって自発的に置き換えられた被取得企業の株式報酬取引および取得企業が置き換えないとする被取得企業の株式報酬に関する会計処理のガイダンスを明確にする。	2010年7月1日
IFRS第7号 金融商品:開示	開示の明確化	一貫性に欠け重複した開示要件および誤解を招く恐れのある特定の開示を排除するために基準の開示要件を明確にする。	2011年1月1日
IAS第1号 財務諸表の表示	株主持分変動計算書の明確化	企業はその他包括利益の各構成要素の変動を株主持分変動計算書の本表または財務諸表の注記のいずれかで表示することができることを明確にする。	2011年1月1日

影響を受ける基準	事項	改訂の要約	有効となる会計年度の開始日
IAS第21号 外国為替レート変動の影響 IAS第28号 関連会社に対する投資 IAS第31号 ジョイント・ベンチャーに対する持分	IAS第27号 連結および個別財務諸表(2008年改訂)の結果として生じた改訂に係る経過規定	IAS第27号の改訂(2008年)の経過規定と整合性をとるため、関連する重要な基準の経過規定を将来的に改訂する。	2010年7月1日
IAS第34号 中間財務報告	重要な事象および取引	IFRS第7号の要件に係る直近の改善との相互関係を含めた必要とされる開示を明確にすることによって、中間財務報告を改善するよう目指す。	2011年1月1日
IFRIC第13号 カスタマーロイヤルティプログラム	特典クレジットの公正価値	特典クレジットの公正価値を償還され得る特典の価値に基づいて測定する場合、当該特典クレジットの公正価値は、予想される失効部分および当初の販売から特典クレジットを獲得しない顧客に対して提供されるであろう値引またはインセンティブを考慮すべきであることを明確にする。	2011年1月1日

*発効日および経過規定について正確に把握されたい場合は、「2010年版IFRSの改善」をご確認ください。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

料金規制の対象となる事業に対するみなし原価の使用は、IFRSへの移行過程にあるカナダで特に歓迎されると思われます。当該免除規定がないことにより、料金規制が行われる部門を持つ企業では、過去の情報および入手可能な資産の公正価値に関する情報が十分でないことから、通常のIFRS要件を遡及して適用する取り組みで困難な事態が生じていた可能性があります。「2010年版IFRSの改善」で行われたその他の変更については、比較的議論が起らない分野を取り扱っており、大きな影響を及ぼさないと予想されます。



2010年IFRSタクソミの公表

国際会計基準委員会 (IASC) 財団は2010年IFRSタクソミを公表

2010年IFRSタクソミは、2010年1月1日に公表されたIFRSをXBRL (eXtensible Business Reporting Language) 方式へ翻訳したものです。本タクソミでは、IFRSと中小規模企業向けIFRS (IFRS for SMEs)との整合性が図られ、両者が単一のタクソミとして今回初めて統合されています。

タクソミはIFRSとIFRS for SMEsを初めて単一のタクソミに統合

XBRLは、財務諸表の作成、共有および分析などの企業情報に関する要件を自動化するために開発された技術です。IFRSタクソミは、実質的にはデータ・タグの辞書です。各タグが一組のIFRS財務諸表に含まれている可能性のある特定の情報を表示して、ソフトウェアツールを用いた財務諸表の電子解析を容易にします。

XBRLがもたらす影響とは

企業は希望すればXBRLを採用することができ、その技術は財務情報を提出する上で必ず多くの利点をもたらします。財務諸表の提出をスピーディにし、長期的には効率性(手動によるデータ入力時間と費用が減少)および正確性の観点から、コスト削減が可能となります。また、投資家による財務諸表の分析も容易になります。

しかし、実際にはXBRLの主な利用者は、政府や証券取引所あるいは監督機関です。例えば、中国、日本、シンガポール、韓国の全ての証券取引所ではXBRLの利用が義務づけられています。

XBRLの採用を考えている企業は、その導入プロセスについて慎重に検討する必要があります。正しいソフトウェアを選択し、適切なシステム制御を導入することを(例えば、従来の財務諸表をIFRSタクソミにマッピングする場合)、主として考慮することになります。

2010年IFRSタクソミの公表に伴って、IASC財団は、IFRSを利用して米国証券取引委員会 (SEC) に財務諸表を提出する企業のコンサルテーションを引き受けています。コンサルテーション目的は、XBRL方式で財務諸表を提出する企業と提出された財務諸表の利用者に、IFRSタクソミの実用性を証明することにあります。



IASBは採掘活動に関する ディスカッション・ペーパーについて フィードバックを求める

ディスカッション・ペーパーの目的は全ての採掘活動に対して単一の財務報告モデルを提案することで、会計処理の多様性を減少させることである

IASBは、採掘産業について将来策定し得るIFRSの提案を示すディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを求めています。通常と異なり、本ディスカッション・ペーパーでは、実質上IASBの見解が示されていませんが、オーストラリア、カナダ、ノルウェーおよび南アフリカの会計基準設定主体のスタッフで構成されるプロジェクトチームの見解が含まれています。

プロジェクトチームはすべての採掘活動に対して単一の財務報告モデルを提案

IFRSには現在、鉱物または石油および天然ガスの探査、評価、開発ならびに生成に関する具体的なガイダンスが存在しません(IFRS第6号「鉱物資源の探査および評価」は探査および評価活動に対して従前の会計方針を継続して利用できる暫定基準として公表された)。その結果、企業間の会計処理にかなりの多様性が生じており、適用されている一部の処理にはIFRSの一般原則と整合性がとれないものもあります。

このような会計処理の多様性を減らすため、当該プロジェクトチームはすべての採掘活動に対して単一の財務報告モデルを提案しています。ディスカッション・ペーパーで取り上げられている4つの主要事項を下表に示します。

事項	提案
1. 鉱物または石油・天然ガスの埋蔵量の見積りおよび分類方法	「埋蔵量と資源量」の定義に関して共通の基準を利用すべきである。 本ディスカッション・ペーパーは、鉱物に対して鉱物埋蔵量国際報告基準審議会(Committee for Mineral Reserves International Reporting Standards)のテンプレートを使用し、石油および天然ガスに対しては資源量および埋蔵量に関する新基準(PRMS: Petroleum Resource Management System)を使用するよう提案している。
2. 鉱物または石油・天然ガス資源の計上方法	鉱物または石油・天然ガス資源の会計処理について最初の焦点となるのは、これらの資源の法的権利である。 一般的に採掘活動の各段階の会計処理に焦点を置く従来の処理とは対照的である。こうした手法の多くは繰延費用モデルであり、資産計上されたコストは特定の地域の活動を継続するかまたは放棄するかの、経営者の決定に基づいて繰越あるいは除却の対象となる。
3. 鉱物および石油・天然ガス資源の測定方法	鉱物および石油・天然ガス資源は、当該企業の鉱物および石油・天然ガス資源に関する詳細にわたる開示を補足して、取得原価で測定すべきである。
4. 開示すべき採掘活動に関する情報	プロジェクトチームは、採掘活動に係るリスクの性質およびその程度を利用者が評価する際に役立つと思われる開示要件を導入するよう提案している。 現在の開示は国または規制要件の影響を受ける場合が多く、その多くは鉱物および石油・天然ガスのために単独かつ独立して書かれおり、そうした開示を改善することが本提案の目的として挙げられる。

本ディスカッション・ペーパーのコメント受付期間は、2010年7月30日までです。受領したコメントを踏まえて、IASBはこのまま直接、公開草案の開発を行うか、IASBによるディスカッション・ペーパーを改めて公表するのか決定します。

IASBは公正価値測定に関する 開示要件の改善を提案

IASBは「公正価値測定に関する測定の不確実性に対する分析の開示」を公表しました。本公開草案は、IFRS第7号「金融商品：開示」に現在盛り込まれている開示要件を見直すよう提案しています。

IFRS第7号では、3つのレベルの「公正価値ヒエラルキー」が提示されています。公正価値ヒエラルキーは、公正価値で測定される金融商品に関して企業が使用するインプットの「観察可能性」を示すことを意図しています。当該ヒエラルキーのレベル3のインプットとは、市場データを利用できない資産または負債の公正価値測定に使用される「観察不能なインプット」です。

IASBの公開草案に提示された本提案は、レベル3の公正価値を測定する際に使用される観察不能なインプット間の相互関係を示すために測定の不確実性に対する分析を開示するよう求めており、それによって既存の要件に係る改善が図られると予想されます。

本公開草案における提案の詳細については、IFRSニュース特別号「コンバージェンス・アップデート」をご覧ください。

IASBは確定給付制度に関する 会計処理の改善を提案

IASBは、IAS第19号「従業員給付」の改訂を提案する公開草案を公表しました。今回の提案ではとりわけ、IAS第19号によって現在容認されている「回廊アプローチ」が排除されることとなります。企業は、確定給付を提供する費用のすべての見積り変動および制度資産のすべての価値変動を即時に認識するよう求められることとなります。

IASBは新しい収益認識基準を提案

IASBとFASB共同の公開草案の目的は、収益の財務報告を改善し統一することである

IASBは、公開草案「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。本草案では、新しい基準案が提示され、IAS第18号「収益」およびIAS第11号「工事契約」ならびにこれらに関連する解釈指針を置き換えることとなります。

本公開草案の公表は、財務報告のグローバルなコンバージェンスに向けた重要な第一歩です。また、本提案は米国FASBの公開草案でも公表されています。すなわち本案が承認された場合、単一の収益認識基準がさまざまな産業および資本市場で適用されることとなります。

本公開草案の提案に関するより詳細な説明は、IFRSニュース特別号「コンバージェンス・アップデート」をご覧ください。

IASBはその他の包括利益の項目に関する表示の改善を提案

IASBは、純損益およびその他の包括利益(OCI)を1つの連続した計算書の中の独立した区分に表示することを企業に対して求めるよう提案しています。また、公開草案「その他の包括利益の項目の表示(IAS第1号の修正案)」は、後に損益計算書の純損益の部に「リサイクル」されるかどうかに基づいて、OCIの項目を分類することも提案しています。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

この提案は、さほど重要性があるようには思われないにもかかわらず、注目を集めています。一部の評論家は、連続した業績報告書への動きを、純利益に向いている関心を包括利益にシフトさせることを意図したものであると考えています。

この公開草案の提案に関する詳細およびそうした提案が事業に与える影響については、各国事務所のIFRS関連窓口で入手可能なIFRSニュース特別号「コンバージェンス・アップデート」をご覧ください。

グラント・ソントンUK LLPが「Accountancy Firm of the Year」を受賞

グラント・ソントン UK LLPは、2010年5月20日に M&A Awardsにおいて「Accountancy Firm of the Year」および2010年5月27日にHealthInvestor Awardsにおいて「Accountant of the Year」を受賞し、その栄光に新たな2つの賞が加えられました。

さらに、ロンドンのFinance Directors' Excellence Awardsにおいてこの3年間で2回目の受賞となる「Large Six Auditor of the Year」も授与されました。

One Report: Integrated Reporting for a Sustainable Strategy

グラント・ソントン・インターナショナルの米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPは、「One Report: Integrated Reporting for a Sustainable Strategy」を出版しました。本書は、グローバルな企業報告のエキスパートである、グラント・ソントンLLPパートナーのMichael P. Krzusとハーバード・ビジネス・スクール教授のRobert G. Ecclesによる共著です。

本書では、企業報告の改善を図り、持続可能な社会を作っていくために、財務情報と非財務情報とを統合することが主張されています。さらに専門家の見識や事例研究および実績のあるベストプラクティスが示され、財務情報と環境・社会性・ガバナンス(ESG: Environmental, Social and Governance Performance)などの非財務情報とを単一の報告書に統合することによって、どのように持続可能性を企業戦略に組み込み、企業や株主およびその他すべての利害関係者のための価値を創造し得るのかについて説明されています。



米国のメンバーファームはIFRS適用の成功に向けた計画を作成する

米国のメンバーファームは、「IFRSの展望に関する調査:IFRS適用の成功に向けた計画の作成」と題したIFRSの討議資料を作成しました。本資料は、US GAAPからIFRSへ移行する計画の立案に係るディスカッション・ツールとして考案されておりますが、今後IFRSの採用を検討するすべての国にとって興味深いであろう内容を含んでいます。

資料は、企業が資本調達を行う際に外国人投資家が増加していることを指摘しています(2008年9月以降に実施された世界最大規模となる新規株式公開(IPO)25件のうちの20件が、IFRSを承認している国の証券取引所における上場であったことは注目すべきである)。また、IFRSへ移行する場合、財務部門のみではなく企業のあらゆる面の情報を活用する必要があることを強調しています。例えば、情報技術(IT)、業務、税金部門が直面とする多くの主要な課題について取り上げています。

IT—主要課題

- ・追加データを収集して分析するために、ITシステムに対して行わなければならない変更点を特定する。
- ・IFRSによる財務報告の精度を高めるため、過去の会計期間から必要なデータを抽出する方法を評価する。
- ・IFRSによる財務報告に必要な情報を転送するために、ITプラットフォーム間で情報交換方法を変更する。
- ・手動による仕訳記入の必要がないように、勘定科目一覧のマッピングを修正する。

業務—主要課題

- ・IFRSによる財務報告および会計機能の統合を促すために必要な情報を入手する。
- ・IFRS適用によって収益性が変化することで生じる報酬体系およびその他成果算定基準に及ぼす影響を評価する。
- ・IFRS適用により生じる好ましくない会計処理の結果を避けるため、必要に応じて、販売および与信条件などの契約条件を変更する。
- ・社外の利害関係者が、IFRS適用による影響に備えられるための計画を立て、コミュニケーションを図る。

税金—主要課題

- ・IFRSに調整した決算が移転価格設定方針へ与える影響を特定する。
- ・不確実性のある税務ポジションの負債を計上する際に、異なる基準値が存在するか否かを評価する。



グラント・ソントン・インターナショナル はIAS第37号の公開草案にコメントを 提出

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IASBの公開草案「IAS第37号における負債の測定」についてコメントを提出しました。

我々は公開草案で示された基本的な負債の測定目的については基本的に支持するものの、適用に際して提案される要件に関しては懸念を表明します。とりわけ、企業自体が債務を履行するために必要な物品またはサービスを提供する場合には、負債を測定する上で必ず利益マージンを含めるとする提案に対しては強い疑問を抱いています。

UKパートナーが新しいIASB議長 募集に対してコメント

IASBの議長David Tweedie卿の後任の募集は引き続き行われています。2001年からIASB議長を務めているTweedie卿の任期が2011年6月で終了するため、後任の募集が昨年12月に開始されましたが、今のところこの件に関する発表はありません。

グラント・ソントンUKのパートナーシップ監視委員会の議長、Steve Maslinは、選任プロセスおよびTweedie卿の後任として必要な適性についてコメントしており、IASBに必要なのは「より高い政治意識である」ことを強調しました。「IASBには、技術的側面における仕事を補助できる他の委員やスタッフチームの存在があることも忘れてはならない」とMaslinは話しました。「現段階のIASBにおいて、我々が議長に求めるのは、技術面(知識)よりも政治意識の高さであるものの、言うまでもなく議長は技術面にかけても明敏である必要がある。」

グラント・ソントンUKは企業結合に関してインターネット配信を行う

グラント・ソントンUK LLPの保証業務チームは顧客のためのインターネット配信を行っており、IFRS第3号「企業結合」の会計要件に関する概要について説明しています。

このインターネット配信は、グラント・ソントンUK LLPのウェブサイトからご覧になれます。

(www.grant-thornton.co.uk)

インターネット配信の内容は以下の通りです。

- ・企業結合の開始から終わりまでの会計処理に関する説明
- ・IFRS第3号(改訂版)における重要な変更点および新しいガイダンスに着目
- ・新しい規則がどのように作用するのかを説明する実践的なケーススタディ

グラント・ソントン・インターナショナルが2010年のIBRを発表

グラント・ソントン・インターナショナルは2010年の世界の非公開企業経営者を対象に世界規模で実施する意識調査(IBR: International Business Report)を発表しました。本IBRでは、36ヶ国の株式非公開企業の行動および将来の展望についての観察を行っています。本調査は今年で17年目となり、グラント・ソントン・インターナショナル独自のものです。

調査対象となった7,400人以上の最高経営責任者(CEO)や会長またはその他の上級管理者は、2010年のIBRが行ったさまざまな質問に対して回答しました。これらの質問の中には、IFRS for SMEsに関連するものが多数含まれていました。対象となった経営者の半数(53%)は、IFRS for SMEsについて認識していました。さらに、IFRS for SMEsを認識していた企業の半数(52%)が、自国にIFRS for SMEsを採用してほしいと答えました。メキシコ(89%)、フィリピン(85%)、チリ(84%)における非公開企業がIFRS for SMEsの採用に対して最も積極的でした。

グラント・ソントン・インターナショナル 2010年のIBRをさらに詳しくご覧になりたい方は、こちらへアクセスしてください。<http://www.internationalbusinessreport.com>

グラント・ソントン・インターナショナル は償却原価および減損に関する 公開草案にコメントを提出

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IASBの公開草案「金融商品：償却原価および減損」についてコメントを提出しました。

本公開草案は、金融資産の減損を測定するための期待損失アプローチを採用するよう提案しています(2010年1月号のIFRSニュースをご参照ください)。コメントにおいて、グラント・ソントン・インターナショナルは、減損の測定に対する現在の発生損失アプローチに伴う欠点に対処しようとするIASB委員の取り組みを支持します。また、本草案で提案された期待損失アプローチには理論的に利点があるということを確認しています。

しかしながら、提案された本アプローチを実施することによる運営上の課題として、その利点を上回る費用および複雑性が発生する可能性があることを懸念しております。さらに、これらの課題は多くの非金融機関にとって過度な負担となり兼ねないとも考えられます。したがって、IASBが本公開草案における提案を推し進めると決定する場合には、より一層効果的かつ実践的な手法を追加するよう提案します。加えて、IASBに対して、専門家諮問パネル(EAP: Expert Advisory Panel)の助言について慎重に検討することを推奨します(後述するまとめのセクションをご参照ください)。

グラント・ソントン・インターナショナル のリーダーがドイツの会計雑誌に 登場

国際会計問題を扱っている雑誌「IRZ Zeitschrift für Internationale Rechnungslegung」の2010年6月号および7月号では、グラント・ソントン・インターナショナル事業開発および顧客サービスのグローバルリーダーであるGernot Hebestreitの書いた記事が掲載されています。

本記事では、IAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」の改定案について取り上げています(2010年1月号および4月号のIFRSニュースをご参照ください)。IRZ誌は、日常的な会計問題に対する詳細にわたる背景と現実的な解決策とを織り交ぜて掲載し、それぞれの分野でエキスパートとして名高いドイツ、オーストリア、スイスの編者について特集しています。

カナダのパートナーはIFRSに準拠した スプレッドシートの使用について 注意を促す

グラント・ソントン・カナダのChris Andersonは、カナダ勅許会計士協会(CICA: Canadian Institute of Chartered Accountants)に対し、「IFRS and Spreadsheets: A High-Risk Combination」と題して寄稿しました。

当記事では、IFRSに準拠するためにスプレッドシートを使用することに伴うリスクを指摘し、そうしたリスクを管理する方法が提案されています。この記事に示されているガイダンスは、IFRSへの移行期にある国にとっては、とりわけ興味深いものであると思われます。IT Advisory Committee (ITAC)の概要は、CICAのウェブサイトで仏語と英語で閲覧可能です(<http://www.cica.ca/research-and-guidance/it-advisory-committee/publications>)。



まとめ

金融資産の減損に関するEAPのディスカッションの要約

公開草案「金融商品：償却原価および減損」のコメント期間終了に先立って、IASBは公開草案に関するEAPのこれまでのディスカッションの要約を公表しました。

EAPは期待キャッシュフローアプローチの使用に伴う2つの包括的な実務上の問題にうまく対処できると考えている

EAPは当該公開草案が公表された直後に設置され、その主な目的は提案された期待キャッシュフロー(ECF)アプローチの実務上の課題をどのようにして解決し得るのかを調査することにあります。概要によれば、ECFアプローチに伴う2つの包括的な実務上の問題、つまり初期損失の配分および金融資産の全期間にわたる期待損失の見積りについて、EAPはうまく対処できると考えています。

IVSCは新しい「国際評価基準」に係る公開草案を公表

国際評価基準委員会(IVSC: International Valuation Standards Council)は、新しい国際評価基準案に関する公開草案を公表しました。本提案は、IFRSをめぐる最近の動向を反映し、金融商品に関する初めての基準案など、ほとんどの種類の資産評価を対象としています。

IVSCは、世界的に認識された単一の評価基準を通じて国際的評価を行うために、堅固かつ透明性のある手法の開発を担っています。

EFRAGおよび欧州のNSSは業績報告に関するディスカッション・ペーパーに対して受け取ったコメントの要約を公表

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG: European Financial Reporting Advisory Group)および欧州の基準設定主体(NSS: National Standard Setters Group)は、「業績報告－欧州ディスカッション・ペーパーに対するコメントの要約」(Performance Reporting－summary of comments in response to the European Discussion Paper)を公表しました。本タイトルで言及された欧州ディスカッション・ペーパーは、欧州の積極的活動の一環として2009年3月に発表され、IASBによる同課題のディスカッション・ペーパーでは取り上げられなかった財務業績情報の表示に関する多数の基本的な問題を取り扱っており、例えば以下のような問題が含まれています。

- ・純利益の表示は維持すべきか。
- ・(維持すべきであるとするなら)、純利益に含めるものか、または含めないものかを決定する基準は何にすべきか。
- ・業績報告においてリサイクリングのもつ役割とは何か。

SEC委員長はグローバルな基準に対する米国の責任をあらためて表明

SECの委員長であるMary Schapiroは、高品質かつグローバルな会計基準制度確立へのSECの決意について再確認しました。Schapiro氏は証券アナリスト協会(CFA)の年次総会でプレゼンテーションを行い、蔓延していた多くの事柄(Schapiroは「神話」と称する)を払拭しました。そうした神話の中には、「米国がIFRS適用に対して消極的であること」や「米国は偏狭な利害を守っている」といったイメージも含まれていました。

IASC財団およびIASBは投資家参加プログラムを始動

IASC財団とIASBの評議員会は、IFRSの開発にさらなる投資家の参加を促すためのプログラムに着手しました。

本プログラムの結果として、以下のことが予想されます。

- ・ 投資家向けのさまざまな情報を含む専用セクションをIASBのウェブサイト上に設置する。
- ・ 投資家の見方(Investor Perspective)と呼ばれる財務報告事項を適時更新して公表する。
- ・ 各プロジェクトに対して投資家の意見を求めるための計画に取り組む。

IFRS for SMEsの適用

IFRS for SMEsを適用した、もしくは計画している世界各国の管轄区域リストは、増加し続けています(IASBの最新のデータによると、60区域であった)。近年、リストに追加されたのは、エジプト(エジプトの中小規模企業向け会計基準の提案に関する公開草案が開発中である)およびタンザニア(タンザニア会計監査人協会はIFRS for SMEsの利用を許可する企業を明確にした)です。

欧州連合におけるIFRS for SMEs

EFRAGは、IFRS for SMEsと欧州会計指令との整合性に関する分析を欧州委員会に提出しました。

EFRAGは、IFRS for SMEsが欧州連合会計指令と整合性がとれないのは6ヶ所の細かな点にすぎないと結論づけました。欧州委員会は、欧州連合においてIFRS for SMEsが果たし得る役割に関する、より広範囲にわたる協議の一環としてEFRAGの助言を要請しました。

IFRS for SMEs: ブラジルに注目

前号のIFRSニュースでお知らせした通り、ブラジルの中小規模企業は現在IFRS for SMEsの適用を選択することができます。

ブラジルの財務報告に対する展望の変化についてコメントしているブラジルのメンバーファームであるTerco グラント・ソントンのRobson Leonardo Rodriguesは以下のように話しました。

「ブラジルのSMEが単一の高品質な会計基準を適用することで、真の利益をもたらします。その利益とは例えば、報告される財務情報のさらなる透明性および信頼性、ブラジルや外国人投資家のためのさらなる確実性、企業の資本コスト削減、より高い専門家意識、十分なコーポレートガバナンスなどが挙げられます。また、中小規模企業が株式上場すると決断した場合には、上場企業として必要とされる完全な会計基準への準拠に向けた偉大なる第一歩を踏み出していることとなります。」

新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2009年1月1日以降が発効日とされるIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針について特定の開示を行う必要があります。

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2013年1月1日	可(広範な経過規定を適用する)
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、2011年1月1日(2010年7月1日より発効となるものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件の前払い —IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)
IFRS第1号	初度適用企業に対するIFRS第7号の比較情報開示の限定的な免除(IFRS第1号の改訂)	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本金金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	株主割当増資の分類(IAS第32号の改訂)	2010年2月1日	可
IFRS for SMEs	中小規模企業向けIFRS	各管轄地域の規制当局が定める日以降	N/A
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2009年版)	特に指定のない限り、2010年1月1日(2009年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免除規定(IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第2号	グループ間現金決済型株式報酬取引(IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用(2008年改訂)	2009年7月1日	可
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および測定:適格なヘッジ対象」の改訂	2009年7月1日	可
IFRIC第17号	株主への非現金資産の分配	2009年7月1日	可(ただしIFRS第3号(2008年改訂)、IAS第27号(2008年改訂)およびIFRS第5号(IFRIC第17号による改訂事項)も同時に適用する必要がある)
IFRS第3号	企業結合(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし、2007年6月30日以降開始する会計期間のみを対象とし、IAS第27号(2008年改訂)も同時に適用する)
IAS第27号	連結および個別財務諸表(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし、IFRS第3号(2008年改訂)も同時に適用する必要がある)
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以降の資産の移転	可(過去の移転に対して、本指針を適用するのに必要な評価および情報を当該移転の発生時に入手してある場合)
IAS第32号およびIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」およびIAS第1号「財務諸表の表示:プット可能な金融商品および精算時に生じる債務」の改訂	2009年1月1日	可(ただし、IAS第39号、IFRS第7号およびIFRIC第2号の関連改訂も同時に適用する必要がある)

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第1号およびIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示:金融商品に関する開示の改善」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬:権利確定条件および取消し」の改訂	2009年1月1日	可
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第8号	「事業セグメント」	2009年1月1日	可
IFRIC第15号	「不動産の建設に関する契約」	2009年1月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2008年版)	2009年1月1日(特に指定のない限り)	可



コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。Grant・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	財務報告のための概念フレームワーク:報告企業	2010年7月15日
公開草案	金融負債に対する公正価値オプション	2010年7月16日
ディスカッション・ペーパー	採掘産業	2010年7月30日
公開草案	確定給付制度 (IAS第19号の改定案)	2010年9月6日
公開草案	公正価値測定に対する測定の不確実性に関する分析の開示	2010年9月7日
公開草案	その他包括利益の項目の表示 (IAS第1号の改定案)	2010年9月30日
公開草案	顧客との契約に基づく収益	2010年10月22日



www.gti.org

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.

Grant・ソントン・インターナショナル・リミテッド(Grant・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。

